

令和元年台風第19号災害 復旧・復興方針 (素案)

令和元年（2019年）10月

長野県

1 被災された方々への支援

(1) 横断的な支援

ア 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援

- ・災害対応にあたる市町村の業務等を支援します。
(支援する業務等)
住家被害認定調査、り災証明の発行、避難所の運営、要援護者の把握、総合相談窓口の設置、専門家の派遣、被災された方々の生活再建支援メニューの情報提供 等 (危機管理防災課)

イ 災害ボランティアセンターの運営を支援

- ・長野市南部の災害ボランティアセンターに県職員を派遣するなど、災害ボランティアセンターを運営する長野県社会福祉協議会の活動を支援します。
(地域福祉課)

ウ 外国人の方の相談対応

- ・「長野県多文化共生相談センター」では15言語に対応した無料の相談窓口を設置し、電話やセンター窓口において、外国人の方からの災害に関する相談に応じています。
対応言語：中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
(国際課)

エ 情報発信を充実

- ・各種広報媒体を活用し、被災された方々への支援情報や復旧・復興に係る情報をきめ細かく発信します。
(広報県民課)
- ・市町村と連携し、LINEを活用したチャットボットの自動応答により、24時間対応で被災者支援情報を提供します。
(情報政策課・先端技術活用推進課)
- ・SNSやメルマガ、HP等の情報発信ツールや、県内外で開催する各種イベント・セミナー時を活用し、移住希望者や二地域居住者をはじめ県内外の人々に復旧・復興支援を呼びかけます。
(信州暮らし推進課)

オ 災害義援金等を募集・配分

(7) 義援金

- ・被災された方々の1日も早い生活の立て直しを支援するため、銀行振り込みによる受付のほか各所に窓口を設置し、災害義援金を全国から募集しています。
(窓口：県庁・合同庁舎、大阪事務所、名古屋事務所、銀座NAGANOなど県関係の施設やイベント会場、日本赤十字社長野県支部、長野県共同募金会)
(振込：八十二銀行、ゆうちょ銀行)
- ・義援金は、県内被災市町村を通して被災された方々へ届けます。(会計課)

(イ) ふるさと信州寄付金

- ・ふるさと納税ポータルサイトの災害支援ページに、2つの窓口を設置して寄付金の受付を開始しています。(税務課)
「ふるさとチョイス」災害支援
<https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/711>
「さとふる」災害支援
https://www.satofull.jp/static/oenkifu/201910_typhoon_19.php
- ・福井県が、長野県のふるさと納税の代行受付を開始しています。(税務課)
「福井県」による代行寄付受付
<https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/774>

(2) 生活支援

ア 当面の住まいを迅速に確保・提供

- ・被災者の住宅再建に向け、修繕方法や融資制度など住まいに関する総合的な相談に応じるため、被災地において住宅相談会を実施しています。(建築住宅課)
- ・県営住宅、県職員宿舎を提供します(提供戸数：240戸 入居期間：最長1年 家賃：無料)。あわせて、市町村営住宅・教職員住宅の情報を提供します。(公営住宅室)
- ・民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供します。(建築住宅課)
- ・必要に応じて、応急仮設住宅を建設します。(建築住宅課)

イ 住宅の再建(建替・補修)を支援

- ・災害救助法による住宅の応急的な修理を支援します。(危機管理防災課)
- ・家屋の被災程度に応じて、国の被災者生活再建支援制度による支援金の円滑な支給を支援するとともに、国の制度の対象とならない半壊以上の被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。(危機管理防災課)
- ・住宅金融支援機構が行う「災害復興住宅融資」の活用支援及び利子補給を行います。(建築住宅課)

ウ 県営住宅（相之島団地）入居者への支援

- ・相之島団地の被災住戸の復旧に向け、住戸内に堆積した汚泥の排出、畳、流し台、建具等の設備の交換等を行います。 (公営住宅室)
- ・他の県営住宅等への住み替えを支援します。 (公営住宅室)

エ 生活資金を支援

(ア) 市町村等による災害援護資金・生活福祉資金の貸付け等

(災害援護資金)

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に、世帯の生活の立て直しに必要な資金を市町村が貸し付けます。

(被害状況に応じて150～350万円、所得制限あり。国・県は市町村原資を補助)

(生活福祉資金)

市町村社会福祉協議会を相談・受付窓口として、緊急小口資金（10万円以内、無利子）等を貸し付けます。 (地域福祉課)

(生活保護)

収入が厚生労働大臣が定める最低生活費に満たない場合、生活保護費を支給します。 (地域福祉課)

(イ) 県税の減免・徴収猶予・申告等の期限の延長

- ・自動車税（種別割及び環境性能割）、不動産取得税、個人事業税等について、県税事務所で減免や徴収の猶予、申告期限又は納期限の延長等の相談を受け付けています。 (税務課)

(ロ) 県営水道料金の減免

- ・県営水道給水区域（長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町）の県営住宅等に避難される被災された方々の水道料金を全額免除します。 (企業局)

(ハ) 警察関係許可手数料の減免

- ・運転免許証再交付等の一部の手数料を全額免除するほか、既に納付された手数料を還付します。 (警察本部)

(ニ) 有料道路通行料金の減免

- ・五輪大橋の通行料金について、災害廃棄物をアクアパル千曲に搬入する場合は全額免除します。 (道路公社・道路建設課)
- ・県道路公社管理有料道路の通行料金について、災害ボランティア車両等関連車両は全額免除します。 (道路公社・道路建設課)

オ 災害廃棄物の処理を支援

- ・被災地の災害廃棄物の早期処理のため、災害廃棄物仮置場への職員の派遣や仮置場の土地の提供、広域的な人的物的支援の調整、災害廃棄物処理費用の補助制度活用に係る助言等、国と連携し自治体の状況に応じた支援を行っています。(資源循環推進課)
- ・被災地に置かれている災害廃棄物の早期排出のため、官民一体となって取り組むことにより円滑な廃棄物処理を進めます。(ワン・ナガノオペレーションなど)(資源循環推進課)
- ・災害廃棄物仮置場の適正管理(車両誘導や廃棄物積み下ろし等)を、協定に基づき長野県資源循環保全協会へ要請をしています。(資源循環推進課)

カ 堆積土砂・泥等の撤去を支援

- ・宅地内、道路、農地等に堆積した土砂を円滑かつ効率的に撤去できるよう、搬出や撤去、運搬を住民・ボランティア、県、市町村等が連携して取り組んでいます。
- ・宅地内に堆積した土砂の撤去に関する国の補助事業について、市町村へ活用方法の説明や助言を行うなど早期の土砂撤去を支援します。(都市・まちづくり課、資源循環推進課)
- ・長野県建設業協会による約800人体制での土砂撤去支援など、関係団体と連携し、道路上に溜まった土砂の撤去等を実施し、交通確保を行いました。(道路管理課)
- ・営農の継続に向け、農地における市町村が行う土砂・泥等の撤去に伴う災害復旧事業を支援します。(農地整備課)

キ 県民生活の安全確保

(7) 安全・安心パトロールの実施

- ・被災を受けた地域において、空き巣等の犯罪抑止を目的とした警戒・警ら活動を行っています。(警察本部)

(イ) 災害に便乗した悪質商法や特殊詐欺等の被害防止

- ・避難所における警察官による防犯指導のほか、チラシの配布、掲出等により注意喚起を行います。(くらし安全・消費生活課、警察本部)
- ・保健師等による住民巡回時や市町村の防災行政無線等による注意喚起を行います。(くらし安全・消費生活課)
- ・被災者の要望に合わせて、被災地域における出張相談等を実施します。(くらし安全・消費生活課)

ク 身体と心のケア

(7) 健康相談・健康管理

- ・保健福祉事務所の保健師や管理栄養士、災害支援ナースを避難所等へ派遣し、健康相談・健康管理を実施します。
(健康福祉政策課・医療推進課・健康増進課)
- ・避難所等におけるエコノミークラス症候群の防止のため、巡回活動を行う保健師等が車中泊者を含む避難者等に対して、軽い運動や水分補給等を積極的に促す呼びかけを行っています。
(保健・疾病対策課)
- ・災害派遣福祉チームを避難所等へ派遣し、要配慮者へのアセスメント、福祉避難所等への誘導、相談支援等を実施します。
(地域福祉課)
- ・被災された方やそのご家族、また被災された方を支援する方などを対象とした健康全般及びこころの健康に関する相談を保健福祉事務所、精神保健福祉センター等において行っています。
(保健・疾病対策課)
- ・災害時被災ペット相談支援センターで被災動物の一時預かり等の相談を受付けています。
(食品・生活衛生課)

(イ) 被災児童・生徒の心のケア

- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、スクールカウンセラーが被災した児童生徒の心のケアを行います。
(心の支援課)
- ・児童相談所において、児童心理司等が被災した子どもに関する心のケア等についての相談に応じています。
(児童相談・養育支援室)
- ・長野県子ども支援センターにおいて、相談員が心に不安を抱える子どもや保護者等からの電話相談に応じています。
(児童相談・養育支援室)

(ウ) 感染症等の予防

- ・被災地域において市町村が感染症予防のために行う消毒、ねずみ・害虫駆除等に対して、経費の助成により支援します。
(保健・疾病対策課)

(エ) リフレッシュの提供

- ・長野県と長野県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定に基づき、避難生活が長期化している被災者に対し宿泊施設を提供します。
(食品・生活衛生課・山岳高原観光課)
- ・災害時応援協定に基づき、柔道整復師会が被災地で無料施術を実施しています。
(医療推進課)

ケ 就労支援

- ・地域振興局の相談窓口において、ハローワークと連携して就職相談や職業紹介を行います。(労働雇用課)
- ・台風19号災害の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所に対して、雇用調整助成金の活用を促し、従業員の雇用維持を支援します。(労働雇用課)

(3) 産業への支援

ア 商工業・サービス業

中小企業者への経営・技術相談や金融支援等

- ・地元商工会等と連携し、県庁、地域振興局に開設した「商工関係事業所相談窓口」や長野県中小企業振興センターにおいて経営、金融、雇用に関する相談を受け付けています。(産業立地・経営支援課、労働雇用課)
- ・長野県中小企業融資制度「経営健全化支援資金(災害対策)」等により、資金繰りを支援します。(産業立地・経営支援課)
- ・被害を受けた事業用建物や設備等の復旧を支援する補助制度の創設を国に要請しています。(産業立地・経営支援課)
- ・工業技術総合センターにおいて、被害を受けた製造設備等の復旧に関する相談を行います。(ものづくり振興課)
- ・被害を受けた飲食店、旅館、理・美容店等の事業者が、施設を再建し営業を再開する場合、許可申請・届出等に係る手数料の減免を行います。(食品・生活衛生課)
- ・県内企業の雇用の維持・確保を図るため、労働局と連携し、企業に対して雇用調整助成金の周知を図り、雇用継続に関する相談に対応します。(労働雇用課)
- ・災害により売上げに影響がある県産品について、大都市圏の一般消費者・業界向けに正しい情報発信と消費喚起を行うとともに、銀座NAGANO・ネット販売での販売支援のほか、大都市圏での連携協定締結企業等の協力を得て、マルシェ・物産フェアでの売込みを支援します。(営業局)

イ 観光

元気な長野県の集中的なプロモーションの展開と、風評被害防止のための情報発信

- ・本県観光への風評被害を払拭し、観光需要を早期に回復するため、がんばろう信州キャンペーン(仮称)を展開し、県民・観光事業者などが一丸となって元気な長野県を県内外にアピールする活動を実施します。(観光部、営業局)
- ・航空会社の協力により、信州まつもと空港発着路線(福岡線、札幌線、神戸線)を利用した応援ツアーの造成を旅行会社に促し、県外からの誘客に取り組みます。(松本空港利活用・国際化推進室)

ウ 農業

(7) 営農の継続に向けた支援

- ・各農業改良普及センターに相談窓口を設置し、被害を受けた農業者の経営再開等に向け、樹体損傷した果樹の防除対応や収穫した飼料作物の腐敗防止対策等の技術指導を行うとともに、営農計画の策定支援を行います。
(農業技術課、園芸畜産課)
- ・被害を受けた集出荷施設、農業生産施設、機械等の再建・整備について、国の制度を活用し支援します。
(農業政策課、農業技術課、園芸畜産課、農村振興課)
- ・被災した樹体等の植え替えに必要な苗木の導入や養魚場の復旧等について、県単独による事業を検討します。
(農業政策課)
- ・市町村が行う被災農地の土砂・泥等の撤去について、国の災害復旧事業を活用し支援します。
(農地整備課)
- ・農業関係の災害廃棄物（稲わら、果実等）について、市町村が国の制度を活用し、円滑に処理を進められるよう調整を図ります。
(農業技術課)
- ・本県農産物の風評被害を防ぐため、消費者等に正確な情報を発信するとともに、JAグループと連携し、がんばろう信州キャンペーン（仮称）を展開し、イベント等において積極的な消費PRを行います。
(農産物マーケティング室、営業局)

(1) 農地・農業用施設の早期復旧を支援

- ・農地、水路、取水施設、排水機場、農道等の被害状況調査を支援します。
(農地整備課)
- ・災害査定、設計・積算、河川法等の協議、復旧工法の検討等において技術的支援を行います。
(農地整備課)
- ・被害を受けた農地・農業用施設の復旧について国の制度を活用し、支援します。
(農地整備課)

エ 林業

(7) 林業経営の継続に向けた支援

- ・被害を受けた林産物生産・加工施設等の復旧を支援します。
(信州の木活用課、県産材利用推進室)
- ・復旧事業に利用できる制度資金の活用を支援します。
(信州の木活用課)

(1) 林道を早期に復旧

- ・林道の被害状況調査や復旧工法の検討等において技術的支援を行います。
(信州の木活用課)
- ・林道の復旧について国の災害復旧事業を活用し、支援します。
(信州の木活用課)

2 地域の復旧・再生に向けた取組

(1) ライフラインの復旧

ア 水道

- ・長野県水道協議会（県企業局含む）と連携して、断水の発生地域に給水車の派遣、応急復旧用資材の供出を必要に応じて行うとともに、水道施設の本復旧の早期実現に向けた技術的な助言を行います。

（水大気環境課）

イ 生活排水処理施設

- ・浸水した千曲川流域下水道下流処理区終末処理場（クリーンピア千曲）について、国や関係市町村、日本下水道事業団と協力して、処理機能の早期回復に努め、被害を受けた設備の本格復旧を目指します。（生活排水課）
- ・また、対象地域の皆様に下水道への排水量の削減につながるための節水と、環境負荷の小さい下水利用の協力を呼びかけます。（生活排水課）
- ・被害を受けた市町村の処理施設について、日本下水道事業団等と連携し技術的な援助を行うなど早期復旧を支援します。

（生活排水課）

(2) インフラの復旧

ア 道路

- ・道路の被災箇所について、応急工事の実施により早期に通行止めを解消するほか、災害復旧事業により安全・安心な交通を確保します。（道路管理課）
- ・市町村管理道路の被害を受けた箇所について、専門家の派遣要請や、現地調査の実施、復旧計画立案支援等により復旧を支援します。（道路管理課、道路建設課）
- ・円滑かつ迅速な復旧のために、国道361号 権兵衛峠道路について、権限代行により国が災害復旧工事を行うよう要請しています。（道路管理課、道路建設課）
- ・円滑かつ迅速な復旧のために、しなの鉄道に近接し、技術的に難しく迅速な対応が必要な東御市道 海野宿橋について、権限代行により国が災害復旧工事を行うよう要請しています。（道路管理課、道路建設課）

イ 河川

- ・氾濫、越水箇所の排水を行いました。（河川課）
- ・河川内の堆積土砂の除去を行っています。（河川課）
- ・県管理河川の被災箇所について、専門家の派遣、現地調査の実施、復旧計画立案支援等により復旧を支援しています。（河川課）
- ・護岸が崩壊し被害の拡大が懸念される箇所の応急工事を行っています。（河川課）

- ・今後の降雨で浸水の恐れがある地域に排水ポンプ車を待機させています。

(河川課)

- ・被災した箇所は災害復旧事業により復旧します。なお、次期出水等により被災箇所の背後地に甚大な被害を与える恐れが大きい等、緊急に施工が必要な箇所は、災害査定を待たずに着手します。(河川課)
- ・管理河川の一部(千曲川、夜間瀬川)の被災箇所を権限代行により国が復旧工事を行います。(河川課)

ウ 砂防

- ・人家等下流に影響がある箇所の応急工事を行っています。(砂防課)
- ・土石流対策を早期に進めます。(砂防課)
- ・急傾斜地崩壊危険区域のがけ崩れ対策を早期に進めます。(砂防課)
- ・地すべり対策を早期に進めます。(砂防課)

エ 都市公園

- ・被害を受けた市町村の都市公園について、復旧方法等に対する技術的助言を行うなど早期復旧に向け支援します。(都市・まちづくり課)

オ 鉄道

- ・鉄道施設の復旧と代替輸送に係る費用に対する財政支援を、国に要請しています。(交通政策課)
- ・北陸新幹線や在来線のダイヤも含めた早期完全復旧と再度災害防止について、国、J Rに要請しています。(交通政策課)
- ・被害を受けた地域鉄道の復旧や応急対応について、事業者とともに国に制度面・財政面の支援を要請しています。(交通政策課)
- ・しなの鉄道の不通区間(上田～田中)について、J Rの協力のもと新幹線とバスを活用した代替輸送を支援しています。(交通政策課)

カ 農道・農業用排水路

- ・水路、取水施設、排水機場、農道等の被害状況調査を支援します。(農地整備課)
- ・災害査定、設計・積算、河川法等の協議、復旧工法の検討等において技術的支援を行います。(農地整備課)
- ・被災した農業用施設の復旧について国の制度を活用し、支援します。(農地整備課)

キ 林道（再掲）

- ・林道の被害状況調査や復旧工法の検討等において技術的支援を行います。
(信州の木活用課)
- ・林道の復旧について国の災害復旧事業を活用し、支援します。
(信州の木活用課)

ク 治山

- ・山腹崩壊や荒廃溪流箇所現地調査やヘリ調査を行うとともに、崩壊土砂及び土石流による再度災害防止のための応急対応工事を実施しています。
(森林づくり推進課)
- ・人家やライフラインへの被害のおそれのある荒廃山地の復旧を速やかに行います。
(森林づくり推進課)

ケ 交通安全施設

- ・被害を受けた交通信号機の仮復旧を実施しました。今後、本格的な復旧事業を実施します。
(警察本部)
- ・損壊した交通規制標識の早期復旧に向け状況を調査しています。(警察本部)

(3) 公共施設等の復旧

ア 県有施設

- ・県立総合リハビリテーションセンターについて、浸水被害を受けた設備・機器等の復旧に取り組み、早期の診療・利用再開を目指します。
(障がい者支援課)
- ・県障がい者福祉センター(サンアップル)について、浸水被害を受けた施設・設備等の復旧に取り組み、早期の利用再開を目指します。(障がい者支援課)
- ・被害を受けた県営住宅、県立学校施設、警察署、交番等の復旧を行います。
(公営住宅室、高校教育課、特別支援教育課、警察本部)

イ 医療機関

- ・被害を受けた医療機関の施設・設備の復旧を支援します。(医療推進課)

ウ 介護施設

- ・被害を受けた高齢者福祉施設の復旧について助言を行うとともに、復旧事業に要する経費の一部を補助します。
(介護支援課)

エ 福祉施設

- ・被害を受けた障害福祉サービス事業所の復旧について助言を行うとともに、復旧事業に要する経費の一部を補助します。
(障がい者支援課)

オ 児童福祉施設（保育所、放課後児童クラブ等）

- ・被害を受けた保育所、放課後児童クラブ等の復旧について助言を行うとともに、復旧事業に要する経費の一部を補助します。（こども・家庭課）

カ 教育・社会教育施設（学校、社会教育施設、文化財等）

- ・私立学校の被害状況を把握し、被害を受けた学校の復旧について助言を行います。（私学振興課）
- ・公立小・中学校の被災状況を把握し、復旧事業に係る国の補助について、市町村に助言を行います。（義務教育課）
- ・県立学校の被害状況を把握し、学校施設の応急的な修繕を行うとともに、復旧事業を実施します。（高校教育課、特別支援教育課）
- ・市町村が実施する社会教育施設の復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう、国との連絡調整等により支援します。（文化財・生涯学習課）
- ・国・県指定等文化財の被害状況を把握し、修理方法等の助言を行うとともに、修理費用の一部を補助します。（文化財・生涯学習課）
- ・社会体育施設の被害状況を把握し、復旧事業に係る国の補助について市町村に助言を行います。（スポーツ課）

3 市町村への支援

(1) 長野県災害対策本部に「被災者生活再建支援チーム」を設置し、市町村の取組を総合的かつ円滑に支援（再掲）

- ・災害対応にあたる市町村の業務等を支援します。（支援する業務等）
住家被害認定調査、り災証明の発行、避難所の運営、要援護者の把握、総合相談窓口の設置、専門家の派遣、被災された方々の生活再建支援メニューの情報提供 等（危機管理防災課）

(2) 人的支援

- ・被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用や他県等からの派遣受入れ等により、被災市町村の体制強化を支援します。（危機管理防災課・市町村課）

(3) 財政的支援

- ・特別交付税の配分や災害復旧事業等に係る予算の確保など特段の財政措置について、国に要請しています。（市町村課）
- ・普通交付税の繰上げ交付（11月分を10月に交付）について情報提供を行いました。（市町村課）
- ・被災市町村の実施事業について、地方債の活用及び被災された方々に対する税制上の支援措置について助言します。（市町村課）

4 国の特例措置の活用等

県及び市町村の財政負担の軽減や必要な措置について国に要請し、国の特例措置を積極的に活用しつつ、住民生活や経済活動の再建に取り組みます。

- ・ 1日も早い住民生活の再建に向け、できる限り手厚い支援措置が受けられるよう、復興と被災者支援に必要な人材派遣や財政措置、制度改正、災害廃棄物の処理への支援等について国に要請しています。

5 今後の復興に向けた考え方

- ・ 被災された方々が1日でも早く日常生活を取り戻していただくことができるよう、市町村をはじめとする関係機関と連携して最善、最速での復旧・復興に努めます。
- ・ 復興にあたっては、市町村はじめ関係者のご意見を踏まえ、防災施設の機能向上を図るなど、より良い復興（Build Back Better）の観点を持って取り組みます。
- ・ 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるため、千曲川等について国による一元管理を求めます。
- ・ 農林業や商工業、観光業等の振興を図り、地域経済の活力を取り戻すための支援を積極的に行います。